

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）

1 行政職給料表

等級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	44	14.2	主事	27	89	28.7	主事級
				技師	4			
				保健師	2			
				保育士	3			
				保育教諭	4			
				管理栄養士	2			
				社会福祉士	1			
				作業療法士	1			
				計	44			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	45	14.5	主事	39			
				技師	1			
				保健師	2			
				保育士	1			
				保育教諭	1			
				管理栄養士	1			
				計	45			
3級	主任の職務	84	27.1	主任	62	84	27.1	主任級
				主任保健師	4			
				主任保育士	6			
				主任保育教諭	3			
				主任司書	2			
				主任学芸員	2			
				主任言語聴覚士	1			
				主任社会福祉士	3			
				主任臨床心理士	1			
				計	84			
4級	主査の職務	39	12.6	主査	39			
				計	39			
5級	1 課長補佐、室長補佐又は所長補佐の職務 2 議会局の次長補佐の職務 3 教育委員会事務局の課長補佐、所長補佐又は館長補佐の職務 4 監査委員事務局の局長補佐の職務 5 選挙管理委員会事務局の局長補佐の職務 6 農業委員会事務局の局長補佐の職務 7 副主幹の職務 8 保育所の園長の職務 9 地域子育てセンターの所長の職務 10 総括担当である主査の職務	58	18.7	課長補佐	34	54	17.4	主査級
				次長補佐	2			
				副主幹	3			
				園長	3			
				所長	1			
				総括担当主査	15			
				計	58			
						43	13.9	課長補佐級
6級	1 課長、室長、次長又は所長の職務 2 議会局の次長の職務 3 教育委員会事務局の課長、次長、所長又は館長の職務 4 監査委員事務局の局長又は次長の職務 5 選挙管理委員会事務局の局長又は次長の職務 6 農業委員会事務局の局長又は次長の職務 7 班長の職務 8 主幹の職務	28	9.0	課長	21	28	9.0	課長級
				室長	1			
				班長	1			
				所長	1			
				次長	1			
				局長	1			
				主幹	2			
				計	28			
7級	1 理事の職務 2 政策統括監の職務 3 部長の職務 4 防災・危機管理監の職務 5 会計管理者の職務 6 議会局の局長の職務 7 教育委員会事務局の教育次長の職務 8 参事の職務	12	3.9	政策統括監	1	12	3.9	部長級
				部長	5			
				防災・危機管理監	1			
				会計管理者	1			
				議会局長	1			
				教育次長	1			
				参事	2			
				計	12			
合計		310	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）

2 消防職給料表

等級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の行う職務	17	28.8	主事	17	25	42.4	主事級
				計	17			
2級	消防副士長の行う職務	8	13.6	主事	8	11	18.6	主任級
				計	8			
3級	消防士長の行う職務	11	18.6	主任	11	13	22.0	主査級
				計	11			
4級	消防司令補の行う職務	13	22.0	主査	13	4	6.8	課長補佐級
				計	13			
5級	1 消防司令の行う課長補佐又は 所長補佐の職務 2 消防司令の行う副主幹の職務	4	6.8	副主幹	4	5	8.5	課長級
				計	4			
6級	1 消防司令の行う課長又は署長の職務 2 消防司令の行う主幹の職務	5	8.5	課長 主幹	1 4	1	1.7	部長級
				計	5			
7級	1 消防司令長の行う職務 2 消防司令の行う消防次長又は 参事の職務	1	1.7	消防管理監	1	1	1.7	部長級
				計	1			
合計		59	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）

3 技能労務職給料表

等級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 技能職員 自動車運転手、ボイラー技士等の職務	0	0.0			0	0.0	技師級
	2 労務職員 用務員、調理員、業務員等の職務			計	0			
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする業務 を行う技能職員の職務	0	0.0			0	0.0	主任級
	2 特に困難な業務を行う労務職員の職務			計	0			
3級	技能職員又は労務職員の主任の職務	15	100.0	調理主任	7	15	100.0	主任級
				用務主任	8			
4級	多数の技能職員又は労務職員を直接指揮監督 する主任の職務	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
5級	多数の技能職員又は労務職員を直接指揮監督 する長の職務	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
合計		15	100.0					